三 調 発 第 ９４号
令和５年１０月６日

会　員　各位

三重県土地家屋調査士会
会長　川 井 一 浩

狭あい道路解消シンポジウムのライブ配信について（お知らせ）

平素は、当会の活動にご協力いただきありがとうございます。

さて、令和 5 年 10 月 24 日（火）に開催される日調連主催のシンポジウムのライブ配信について、ご案内申し上げます。同シンポジウムは、収容人数に制限があることから、来場できない土地家屋調査士会員を対象とした、ライブ配信となっております。

視聴を希望されます方は、視聴申し込みは不要で、下記 URL から視聴可能となっております。

なお、視聴後、自己申告(別紙様式を三重会事務局に提出)いただくことで、CPD ポイント(1 ポイント)が付与されます。

記

1　視聴方法

同シンポジウムの開催中（10 月 24 日（火）午後 1 時から午後 5 時まで）に下記の URL からリアルタイムで視聴することができます。

視聴する URL は次のとおりです。

URL：https://www.youtube.com/watch?v=Ot_KVRObnX4　QR コード

2　その他

当会では、接続に関するサポートは致しかねますので、ご了承ください。

各自治体の長及び担当の方、
国会議員、県会議員、市町議会議員の方々へ

広がる道路 広がる安心

狭あい道路解消シンポジウム

狭あい道路とは、
4m未満の狭い道路



入場無料
要申込み

2023年
令和5年
10月24日［火］
13:00－17:00

神戸文化ホール 中ホール
〒650-0017　兵庫県神戸市中央区楠町４丁目２－２

主催　**日本土地家屋調査士会連合会**
共催　全国土地家屋調査士政治連盟
全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会
日本土地家屋調査士会連合会近畿ブロック協議会
兵庫県土地家屋調査士会
兵庫県土地家屋調査士政治連盟
公益社団法人兵庫県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
後援　総務省　法務省　国土交通省　兵庫県

詳しい内容・申込方法は裏面へ！

狭あい道路解消シンポジウム

「狭あい道路」とは

都市計画区域内にある建築物の敷地は、原則として幅員４ｍ以上の道路に２ｍ以上接するよう、建築基準法（昭和25年法律第201号）で定められています。昔から幅員が４ｍ未満の道沿いに立ち並んだ建築物の救済措置として、基準時以前から建物の立ち並びがあり、幅員1.8ｍ以上４ｍ未満の道で、行政が指定した道を「狭あい道路」（建築基準法第42条第２項の道路・みなし道路）と呼びます。

土地家屋調査士とは

土地家屋調査士とは土地の筆界を明らかにする業務及び表示に関する登記の専門家として、不動産に関する権利の明確化に寄与することを使命とし、狭あい道路を解消するための土地を分割する登記などを行う唯一の国家資格者として、防災及び減災に係るインフラ整備に貢献しています。

講 演 内 容

阪神淡路大震災の教訓から

前神戸市消防局長　鍵本　敦　氏

岡崎市の狭あい道路解消の現状

岡崎市役所都市政策部住環境整備課 次長　牧野　泰司　氏

狭あい道路の解消に向けた国土交通省の取組みについて

国土交通省住宅局市街地建築課 課長　成田　潤也　氏

街づくりにはたす土地家屋調査士の役割

国土交通副大臣　豊田　俊郎　氏



アクセス



神戸市営地下鉄　西神・山手線　「大倉山駅」　西１番出口　右手すぐ
JR　「神戸駅」　徒歩10分　北出口から北へ
私鉄　「高速神戸駅」　徒歩８分　楠公出口から北へ

新幹線でお越しの方は「新神戸駅」を下車し、神戸市営地下鉄西神･山手線「新神戸駅」に乗り換えて「大倉山駅」までのルートがスムーズです。

お問い合わせ
兵庫県土地家屋調査士会　**TEL：078-341-8180**

第 2-2 号様式

参　加　申　告　書

三重県　土地家屋調査士会　御中

下記のとおり研修会等へ参加しましたので、土地家屋調査士ＣＰＤポイントの付与を申告します。

記

令和　５　年　１０　月　　日

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　印

研修会等の名称	狭あい道路解消シンポジウム
講　師　名※1	
参加日時	令和５年１０月２４日　１３時～１７時
開催場所	神戸文化ホール（配信視聴）
添付書類※2	添付書類不要
備　　考	

※１　講師不在の場合は未記入、講師が複数いる場合は主な講師名ほか●名と記入（日調連太郎ほか２名）

※２　会場で配布されるレジュメや資料の写しを添付する必要があるため、その名称を記入してください。